



わたしが次の世代に伝えたいかまくら
「なかよし」
撮影者：竹内 進治さん

12月定例会開催

災害対策は — 今後の取り組みなどについて活発な議論

12月定例会の動き

- 10名の議員が一般質問を行う… 2・3面
- 意見書2件を提出…………… 3面
- 落書き防止条例など15件の議案を
可決・同意…………… 4面
- 決議1件を可決…………… 4面
- 議決した陳情…………… 4面

**2月定例会は、2月9日(水)
に開会予定です**

請願・陳情の提出について

請願・陳情は、皆さんの意見や要望を市議会を通して行政に反映させる制度です。

請願・陳情には、定まった様式がありますので、詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

また、提出はいつでもできますが、各定例会の受付期限までに提出されたものは、その定例会で審査をし、期限を過ぎて提出されたものは、原則として次回定例会での審査となります。

2月定例会の受付期限：2月8日(火)

主な議案の議決結果

議案	議決結果	会派名					
		民政	共産	同志	公明	ネット	改革 無所属
落書き防止条例の制定	可決	○	○	○	○	●	○
市職員の給与に関する条例の一部改正	可決	○	○	○	○	○	○
市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正	可決	○	○	○	○	○	○
市税条例の一部改正	可決	○	●	○	○	○	○
平成16年度一般会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○
鎌倉市教育委員会の委員の選任	同意	○	○	○	○	○	○
北方領土返還を求めることに関する意見書	可決	○	○	○	○	●	○

○賛成 ●反対

《各会派の所属議員は次のとおりです》

民政（民政クラブ）：和田猛美、大村貞雄、中村聡一郎、古屋嘉廣、助川邦男、澁谷廣美

共産（日本共産党）：吉岡和江、小田嶋敏浩、児島 晃、赤松正博、清水辰男

同志（鎌倉同志会）：伊東正博、野村修平、白倉重治、嶋村速夫

公明（公明党）：福岡健二、藤田紀子、大石和久

ネット（ネットワーク鎌倉）：前田陽子、三輪裕美子、森川千鶴

改革（改革鎌倉）：伊藤玲子、松尾 崇

無所属：千 一、高橋浩司、岡田和則、松中健治

落書き防止条例を可決

15件の議案を可決・同意

今定例会では、市長から十五件の議案が提出されました。議会では、審議の結果、落書き防止条例の制定及び市税条例の一部改正を多数の賛成により、その他の議案を総員の賛成により可決・同意しました。

主な議案の内容などについては次のとおりです。

《新たに制定した条例》

◎**鎌倉市落書き防止条例**
落書きを防止すること、またその美観及び良好な都市景観を保持し、快適な生活環境の実現を図ることを目的としています。条例の主な内容は、①市長は、市民、公共施設の管理者、事業者、建物所有者などとともに、落書きの防止に必要な施策を実施する。②何人も落書きを行ってはならない。③市長は、落書きを行った者に対し、落書きの消去その他の必要な措置を行うよう勧告するとともに、勧告に従わないときは、消去その他の必要な措置を行うよう命じることができ、また、まちなみ美観または良好な都市景観を著しく損なう落書きが放置されている場合で、落書きを行った者を特定することができないときは、落書きをされた土地、建物などの所有者または管理者に対し、落書きの消去その他の必要な措置を行うよう要請することができ、④落書きを行った者は五万円以下の罰金に処する。などです。平成十七年四月一日から施行されます。議会では、まちなみ美観を守るために条例を制定することの必要性は認め、落書きの多くは若年世代による行為であると考えられ、教育的配慮から本条例に罰則を設けることは好ましくないとの反対意見が一部にありましたが、多数の賛成により可決しました。

《条例の一部改正》

◎**鎌倉市職員の給与に関する条例**
職員が降格した場合の給料月額については、従来、降格前に受けていた給料月額が、降格した職務の級の最高号給を超えていた場合には、最高号給と同等の直近下位の号給との間差額を最高号給の額に順次加えた特号に格付けていました。これを降格した級の最高号給を限度とするなどの改正を行うものです。

◎**地方公務員の給料表は、部長、課長、係長などの職務の違いによって、いくつかの区分(級)が設けられています。さらに、級の中でいくつかの区分(号給)が設けられ、これらの級と号給の組み合わせで、給料月額が決まります。なお、上位の級から下位の級へ移ることを降格と言います。**

◎**鎌倉市職員の給与に関する条例の一部改正**

公務上の傷病・死亡による退職者、定年退職者及び勸奨退職者については、退職手当を算定する際に、一号給昇給させた額を用いる「みなし昇給」を実施していましたが、これを廃止するものです。

◎**鎌倉市市税条例**

平成十六年度税制改正に伴い、税負担の公平性の観点から、個人市民税均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同じ市町村に住所を有する者に対する非課税措置を平成十七年度から段階的に廃止し、所得金額が一定金額を超える妻に均等割(三千円)を課税するなど規定の整備を行うものです。平成十七年度以後の年度分の市税から適用されます。

議会では、一部の議員が反対しましたが、多数の賛成により可決しました。

《補正予算》

◎**一般会計**
歳入歳出いずれも十五億一千三百六十万円を追加するもので、補正後の総額は六百二億四千九百五十万円になります。

歳出の主な内容は、災害関連経費(詳細は三面に掲載)を追加するほか、次のとおりです。

◎**総務費**：稲村方崎自治会に対するコミュニティ助成事業補助金の追加。

◎**民生費**：児童手当の経費の追加。土木費：田園踏切周辺の歩道整備に伴う用地取得の経費の追加。教育費：幼稚園就園奨励費補助事業の経費の追加。

また、各特別会計の補正後の総額は次のとおりです。

◎**下水道事業特別会計**
九十二億三千九百万円

◎**老人保健医療事業特別会計**
百六十五億五千六百万円

◎**介護保険事業特別会計**
八十七億七千四百万円

《人事案件》

◎**鎌倉市教育委員会委員の選任**
仲村禎夫氏(山ノ内在住、新任)を選任することに同意しました。

◎**鎌倉市固定資産評価審査委員会委員の選任**
牧浦義孝氏(玉縄在住、再任)、横松佐智子氏(長谷在住、新任)及び天野順世氏(佐助在住、再任)を選任することに同意しました。

このほか、「鎌倉市手数料条例」の一部改正、「市道路線の廃止及び「市道路線の認定」議案をそれぞれ可決しました。



台峯緑地保全へ 基本的方向性がまとまる

十二月十六日の今定例会閉会後、議会全員協議会を開催し、市から「山崎字台峯の緑地保全について」の報告を受けました。

市長は報告に当たって、台峯の緑地保全は本市における二十数年の懸案事項であり、三天緑地の常盤山、広町の保全が図られた今、残された台峯も解決の方向性が見いだされたことは、鎌倉市山崎台土

地区画整理組合設立準備委員会以下、準備委員会、はもとより、市議会、市民、神奈川県からの支援がなければ実現できなかったこととし、関係各位の尽力に敬意と感謝の意を表しました。

報告の概要は次のとおりです。

【報告概要】
台峯の緑地保全については、山崎台における地区画整理事業が、土地地区画整理法に基づく組合の設立認可申請の段階になっている中、任意で法的手続きを進めることを留保してもらい、準備委員会と保全協議を重ねてきたとしました。そして今回、準備委員会との間で緑地保全の基本的方向性が次のとおりまとまりました。

①準備委員会は、台峯の約二・八七の樹林地における土地地区画整理事業を取りやめ、市の緑地保全施策に全面的に協力する。

②当該事業予定地について、「鎌倉市緑の基本計画」に基づく鎌倉中央公園の拡大区域の方針に沿って、平成十七年度における想定価格で約六十億円以内を目標に、おおむね十年間で公有地化を図るための手続きを行う。

③市は、公有地化を図るに当たって、早期発見、早期治療によって将来の医療費負担を抑制していくという観点から考えることも必要であるとの判断から、本陳情に対する賛成者は少なく、不採択としました。

◇**公立保育園給食調理業務の民間委託の準備作業は、市の説明責任を果たし、保護者の納得と合意を得てから進めることを求めることについての陳情**
議会では意見が分かれましたが、市に対し、保護者への説明は今後も引き続き十分行うよう要望した上で、民間や地域の活力を導入し、安心できる行政サービスのための向上を図ること、本陳情に対する賛成者は少なく、不採択としました。

◇**神戶川流域の水害防止対策についての陳情**
議会では、地域住民の意向を十分配慮し、県・市の協力の下で速やかに状況が改善されるよう、行政の取り組みを後押しする意味から、総員の賛成により採択しました。

◇**鎌倉市健康診査並びに各種がん検診等の自己負担軽減についての陳情**
議会では意見が分かれましたが、市の健康に対する取り組みが、経済的負担の軽減だけでなく、受診率のさらなる向上を図るため、早期発見、早期治療によって将来の医療費負担を抑制していくという観点から考えることも必要であるとの判断から、本陳情に対する賛成者は少なく、不採択としました。

◇**山崎字台峯の緑地保全について**
市長は報告に当たって、台峯の緑地保全は本市における二十数年の懸案事項であり、三天緑地の常盤山、広町の保全が図られた今、残された台峯も解決の方向性が見いだされたことは、鎌倉市山崎台土地区画整理組合設立準備委員会以下、準備委員会、はもとより、市議会、市民、神奈川県からの支援がなければ実現できなかったこととし、関係各位の尽力に敬意と感謝の意を表しました。

報告の概要は次のとおりです。

【報告概要】
台峯の緑地保全については、山崎台における地区画整理事業が、土地地区画整理法に基づく組合の設立認可申請の段階になっている中、任意で法的手続きを進めることを留保してもらい、準備委員会と保全協議を重ねてきたとしました。そして今回、準備委員会との間で緑地保全の基本的方向性が次のとおりまとまりました。

①準備委員会は、台峯の約二・八七の樹林地における土地地区画整理事業を取りやめ、市の緑地保全施策に全面的に協力する。

②当該事業予定地について、「鎌倉市緑の基本計画」に基づく鎌倉中央公園の拡大区域の方針に沿って、平成十七年度における想定価格で約六十億円以内を目標に、おおむね十年間で公有地化を図るための手続きを行う。

③市は、公有地化を図るに当たって、早期発見、早期治療によって将来の医療費負担を抑制していくという観点から考えることも必要であるとの判断から、本陳情に対する賛成者は少なく、不採択としました。

◇**公立保育園給食調理業務の民間委託の準備作業は、市の説明責任を果たし、保護者の納得と合意を得てから進めることを求めることについての陳情**
議会では意見が分かれましたが、市に対し、保護者への説明は今後も引き続き十分行うよう要望した上で、民間や地域の活力を導入し、安心できる行政サービスのための向上を図ること、本陳情に対する賛成者は少なく、不採択としました。

◇**神戶川流域の水害防止対策についての陳情**
議会では、地域住民の意向を十分配慮し、県・市の協力の下で速やかに状況が改善されるよう、行政の取り組みを後押しする意味から、総員の賛成により採択しました。

◇**鎌倉市健康診査並びに各種がん検診等の自己負担軽減についての陳情**
議会では意見が分かれましたが、市の健康に対する取り組みが、経済的負担の軽減だけでなく、受診率のさらなる向上を図るため、早期発見、早期治療によって将来の医療費負担を抑制していくという観点から考えることも必要であるとの判断から、本陳情に対する賛成者は少なく、不採択としました。

可決した決議

議会は12月16日の本会議において、総員の賛成により次の決議を行いました。

喫煙者与非喫煙者との分煙ルール確立に基づくまちづくりの推進に関する決議

喫煙は本来強制的に取り締まる対象というよりも、吸う権利、吸わない権利、受動喫煙を拒否する権利などさまざまな主張がある中で、自主的なルールにより協調・共存を図るべきものである。

本市においては、平成13年に鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例を制定し、良好な生活環境の保全や向上に寄与するため、吸い殻等の散乱の防止に関し、市、市民、事業者、滞在者等の責務を明らかにするとともに、諸施策の実施及び市民等への意識啓発を図ってきたところである。

しかしながら、さらに条例の実効性を高めるためには、特にたばこの吸い方や吸い殻の扱いなどについてのルールを確立することが重要である。よって本議会は、市が、市民、通勤者及び観光者に対する適切な分煙ルールを確立し、喫煙マナーの向上に努め、美しいまちづくりを推進するよう、一層の取り組みを求めるものである。

編集後記

幾多の自然災害が日本列島を襲いましたが、私たちは被害を減らす対策にどう取り組んできたのでしょうか。

昨年末、世界の災害史上みぞうの被害となったインドネシア・スマトラ島沖地震と津波をはじめ、日本も記録的な台風上陸と集中豪雨、新潟県中越地方を襲った直下型大地震などの自然災害が相次ぎ、鎌倉でも台風22・23号が、死者一名、住宅損壊・床上下浸水・がけ崩れなどの甚大な被害を及ぼしました。

自然災害を無くすことにはできないけれども、人類の英知と努力で被害を少なくすることは可能ではないでしょうか。

六千四百三十二人の命を奪った阪神・淡路大震災から十年を経て、改めて大震災が残した教訓を生かし、災害対策の見直しに住民の目線に立って取り組みたいと思います。

(T・O)

議会広報委員会
委員長 松尾 崇
委員 三輪裕美子
委員 大石 和久
委員 伊東 正博
委員 中村聡一郎
委員 小田嶋敏浩